

中学校

不登校

大人に
何ができるか

(22)

弁護士の視点①



佐藤 香代 弁護士

東京弁護士会「子どもの人権と
少年法に関する特別委員会」
副委員長・学校部会長

子どもの人権110番への相談が急増

「はい。こちら、子どもの人権110番です」
私が所属する東京弁護士会
は、昭和60年、子どもの人権
救済センター
を開設した。
以来、子ども
の問題に日常
的に携わる弁護士が中心とな
って「子どもの人権110番」
を運営し、日々、電話相談と
面接相談を行っている。

そこには、いじめ・体罰・
退学強要・校則問題など、学
校生活での子どもへの人権侵
害や、児童虐待、少年非行を
巡る相談等、多くの内容が寄
せられる。
このうち、学校でのトラブ
ルを契機とした不登校に関す
る電話相談は、令和元年度か
ら令和3年度まではおおむね

消しないことを苦にした保護
者から持ち掛けられることが
多い。
子どもが不登校、すなわち、
本来であれば学校に通い、学
習と成長の機会を保障される
べき日中に家で過ごさざるを
得ない状況は、当事者の子ど
ものみならず、親にとっても
時間的・経済的・心理的に大

校に行ける（加害者がいなく
なるのは当然だ）と思うこと
は、自然なことかもしれない。
弁護士は法的な紛争を取り
扱う専門家である。そのため、
弁護士の元に寄せられる不登
校の事例は、「不登校に至った
原因は第三者からの不当な対
応にあり、その責任を取って
ほしい」という訴えを伴うこ
とが大半だ。
ケースに当た
る弁護士は、
きっかけをつ
くたとされる第三者や学校
を巻き込んだ関係調整を試み
ることになる。

まして、わが子を苦しい状
況に追い詰めた原因が特定の
教職員や同級生にあるとした
ら、その憤りや戸惑いはどれ
ほどだろうか。「彼らに責任
を取ってほしい」「彼らさえい
なくなれば、子どもはまた学

次号から、実際の事例を紹
介しつつ、大人がどのような
点に留意して子どもを支えて
いくべきか考察したい。
【子どもの人権110番】
◇電話相談 03-3503-0
110 ◇面接相談（無料・要予
約） 03-3508-12205

創作太鼓で也或の顔ハ表現

連の取り組みの集大成とな
っている。震災後に他校か
ら寄贈された太鼓を更へ、

中学校

不登校

大人に
何が
できるか

〈23〉

弁護士の視点②



佐藤 香代 弁護士

東京弁護士会「子どもの人権と
少年法に関する特別委員会」
副委員長・学校部会長

子どもの実情共有、

苦しみの軽減策を

「苦手なことにもチャレンジしなきゃ。ほら、やってみて」
教育熱心な教員が、発達障害があり、視写が困難な特徴のある子どもに向けた言葉である。以来、その子は、その教員に遭遇することを恐れ、学校に通えなくなった。
母親は、幼少期から本人の

特性を理解し、支援者と共に見守ってきた。ようやく普通級で授業を受けられるようになった矢先の出来事に、絶望と憤りを抑えられず、弁護士に支援を求めた。
前回で紹介したように、弁護士は法的な紛争を取り扱う専門家であり、弁護士の元に寄せられる不登校の相談は「不登校に至ったのは第三者

スの一つである。
ただし、このケースでは当該教員は違法な体罰を行ったり暴言を述べたりしてはおらず、むしろ自身の教育経験から「正しい指導をした」との信念を持っていた点が特徴的だ。こうした場合、学校側から「問題のない指導だった」と主張されることも多い。
弁護士に相談に来る当事者

子ども本人にどのような影響が生じ、今、どのように苦しんでいるのか」を関係者が共有することが重要だ。子どもの実情が正確に共有されれば、その苦しみを軽減するために何ができるのか、有効で実現可能な取り組みを議論する土壌が生まれる。
冒頭のケースでは、弁護士は学校に対し、本人の特性や現在の心理状況を詳細に伝えることで、自身の教育観のみに依拠した指導の危険性に理解を求めた。そして、当該教員と本人とが接触しない校内ルール作りを進めた。その結果、本人は特別教室であれば登校できるようになり、信頼できる教員から学習支援を受けられるようになった。
※本件事案は、特定を避けるため実際の相談内容を大幅に改変した。

ご意見・ご感想、現在取り組んでいる不登校対策・支援を通じて感じる課題等をお寄せください。 電子メール henshu@kyoiku-press.co.jp FAX03・3280・7050

中学校

不登校

大人に
何が
できるか

(24)

弁護士の視点③



佐藤 香代 弁護士

東京弁護士会「子どもの人権と
少年法に関する特別委員会」
副委員長・学校部長

「そっとしておいてほしい」
わが子がいじめを受け不登
校になっているので、加害生
徒を訴えたいという両親から
の相談を受け、子ども本人と
会った際の言
葉である。

子どもの権
利条約は、子

どもに関する事柄を決めると
きは、その子にとって何が最

も良いのかを考えるように求
め（最善の利益原則）、その答
ことや感じていることを聴く

している。

子どもの本心聴き取り尊重したい

えを見つけるプロセスとして
子ども本人から意見を聴くこ
とを求めている（意見表明権）。
この精神にのっとり、私が
所属する子どもの人権と少年
法に関する特別委員会でも、
子どもが当事者となる事件を
受任する際は、できる限り子
ども本人の気持ちを聴き取
り、子どもの意向を尊重した
方針を見いだすことを大切に

と、多くの発見がある。ある
ケースでは、親は「生徒Aが
一番悪い」と訴えていたが、
子ども自身は「生徒Aとは和
解した。教師Bが怖い」と訴
えたり、「同級生とのトラブル
以上に、教室の騒がしい雰囲
気がとてもつらい」と教えて
くれたりする。そうした話を
聴きながら、困り事を解決す
るための作戦会議を試みる。

や調整を行い、時に裁判も辞
さない。しかし、こうした取
り組みは非難の応酬や紛争の
悪化を避けられないことが多
く、ますます子どもを心理的
に追い詰めるリスクもある。
「子どもの本心の願いが確認
できるまでは避けるべき」と
いうのが私の考えだ。

冒頭のケースでは、子ども
本人は、弁護士に問題解決を
依頼する心の
準備ができて
いない様子が
うかがえた。

もちろん、子どもとの対話
はうまくいかないことも多
い。子どもがあまりのままでの思
いを述べることは非常に難し
い。周囲の大人に迎合的な意
見を述べてしまったり、どう
せ言っても意味がないと、後
ろ向きな気持ちになっていた
りすることもある。

※本件事案は、特定を避ける
ため実際の相談内容を大幅に
改変した。

弁護士が扱うケースは多く
の場合、第三者を相手に交渉
が見られなくなったことが
あるという。

中学校

不登校

大人に
何ができるか

〈25〉

弁護士の視点④



佐藤 香代 弁護士

東京弁護士会「子どもの人権と
少年法に関する特別委員会」
副委員長・学校部会長

いじめ防止対策推進法第28
条第1項は、①いじめにより
当該学校に在籍する児童等の
生命、心身または財産に重大
な被害が生じた疑いがあると
き、②いじ

めにより当
該学校に在
籍する児童

等が相当の期間、学校を欠席
することを余儀なくされてい
る疑いがあると認めるとき
を、「重大事態」として、そ

重大事態調査 子どもと真摯に向き合う契機に

の対処や同種事態の発生を防
止するために、組織的な調査
を行うよう義務付けている。
「令和4年度児童生徒の問題
行動・不登校等生徒指導上
の諸課題に関する調査」によ
れば、同年度内におけるいじ
め重大事態の総発件数は9
23件であり、このうち上記
②の不登校重大事態は617
件であった。

したとされる子どもの言動や
当時の教職員の対応の当否に
焦点が当たる。そして、いま
生じている不登校がこうした
関係者の言動によって引き起
こされたと評価できるのか否
かも重要な論点となる。中に
は、いじめ問題が不登校の主
たる原因であると認められる
例もある。

他方、「いじめの重大事態の

関係者から「もともと休みが
ちだった」「この程度のこと」
などと問題を過小評価する声
が聞かれることもある。

しかし、私自身も、調査を
通じて、子どもたちが不登校
になっていく過程を丁寧に振
り返ることで、多くの示唆を
得ている。当時、見過ごされて
いた彼らの苦しみ思いをは
せ、どんな支援が学校や家庭
で提供され

この調査手続きに、弁護士
の参画が求められる事例が増
えている。いじめ重大事態調
査においては、いじめに関与

調査に関するガイドライン」
にも指摘される通り、不登校
の原因がいじめの被害も含め
複合的に見える事案も存在す
る。例えば、学校という環境
や同年代の人間関係に適應す
ることに悩み苦しむ中で、同
級生の心ない対応や子ども同
士のドラブルが駄目押しにな
ってしまったような事例があ
る。このような場合、中には

調査に「自由な
発想で果敢と共ができてい
る。この活動に関し

実現と共生を軸に据え